

内閣総理大臣 岸田文雄 様

脱炭素・低炭素並びに国土強靱化に資する
国産木材の利用促進へ向けた提言書



令和5年11月

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会

CO2 固定による国産木材利用促進 WG

【はじめに】

我が国において 2050 年カーボンニュートラル宣言は、産業界をはじめ社会全体に脱炭素社会に対する大きなうねりをもたらした。このことにより、社会活動等による温室効果ガス排出量の削減行動に拍車がかかり実質ゼロを目指し動き出した。

しかしながら、企業活動で排出される温室効果ガスの削減効果だけでは、とうていカーボンニュートラルの達成は不可能であり、大気中の CO2 そのものを削減するための機能を増やしていくことも肝要である。

このような中、大気中の CO2 削減において森林による吸収・固定（貯蔵）効果は極めて重要であるが、戦後の植林事業による人工林が伐採期（実際には伐採後期）を迎えており、吸収量の減衰が著しい状態に陥っている。1 日も早く適正に伐採し、再造林することが求められている。

そこで、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会では、木材の利用促進により森林の吸収・固定（貯蔵）機能の向上を進めるべく「CO2 固定による国産木材利用促進 WG」を発足させ、検討を重ねてきた。その結果、木材製品の利用促進のためには、木材の使用に対しインセンティブを与える施策が必要であり、それは木材製品による CO2 固定効果の価値を正しく評価することで実現できるという結論に至った。

本提言に基づく施策の展開を通じて、国産木材の価値向上は需要の拡大をもたらす、林業における従業者不足の解消や再造林原資の確保等、森林の好循環を生み出すことは間違いない。

さらに昨今、気候の亜熱帯化が叫ばれて久しく、河川の氾濫や土砂災害等、我々国民の生活を脅かす甚大な災害が頻発している。これは材価の低迷等による森林経営の困難さが誘因となって、森林の有する水源涵養機能等が衰えていることが大きな要因の一つと考えられており、こうした森林経営の環境改善も期待できる。

当協議会では、これまでの WG での検討結果等を踏まえて、脱炭素のみならず国土強靱化にも資する施策として、本書の通り提言する。

CO2 固定による国産木材利用促進 WG 委員・オブザーバー 一覧

※敬称略、50音順

<座長>

中井 徳太郎 日本製鉄株式会社 顧問(前環境省事務次官)

<副座長>

末松 広行 東京農業大学教授、東京大学客員教授(元農林水産省事務次官)

<委員>

大野 年司 一般社団法人 JBN・全国工務店協会 会長
大橋 好光 東京都市大学名誉教授
小林 道和 株式会社竹中工務店 木造・木質建築推進本部 シニアチーフエンジニア
佐川 広興 協和木材株式会社 代表取締役
城土 裕 公益社団法人日本技術士会 森林部会長
鈴木 信哉 ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
飛山 龍一 全国森林組合連合会 常務理事
西垣 雅史 西垣林業株式会社 代表取締役
堀川 保彦 中国木材株式会社 代表取締役社長
本郷 浩二 全国木材組合連合会 副会長(元林野庁長官)
森本 英香 早稲田大学法学部教授(元環境省事務次官)
吉田 康則 ニチハ株式会社 常務執行役員

<オブザーバー>

土居 隆行 林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室長
五味 亮 林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進官
杉井 威夫 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室長
原田 佳道 国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室長

<事務局>

金谷 年展 一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会 常務理事

【本書要旨】

国産木材の利用促進と共に適切な評価を伴う森林経営は、CO₂ 吸収・固定量の増加だけでなく、災害防止という観点からも極めて重要である。

本提言は企業による国産木材の利用に応じ、脱炭素に紐づく公的なインセンティブ（オフセットによる排出量削減）を与えることで、その利用を促進するものである。これにより、森林利用と再生の好循環をもたらす「理想的な姿」が実現できる。

そこで、国産由来の木材製品（建築用材）化による炭素貯蔵機能を活用し、企業活動から排出されるCO₂ をオフセット出来る制度について提言する。

本制度では、客観性の担保や他制度との重複を防ぐため以下の点が重要である。

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という）で定められた SHK 制度への適用等、排出量を公的にオフセットできる制度とする。
- ② 川上側へ還元する J-クレジットと区別し、川中・川下側へ適用される制度とする。
- ③ 長期固定が確実である建築用材への CO₂ 固定に限定する。
- ④ オフセットによる排出量削減については、公的認証を受けた第三者機関を活用した制度とする。
- ⑤ 解体（廃棄）においては、マテリアルリサイクルを基本として推奨するが、50 年以上炭素を固定した建築用材は化石燃料代替でのリサイクルを可能とする。

1. 提言の背景

木材の利用による脱炭素は、令和3年10月1日に改正・施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」、環境省の「ゼロカーボンアクション30」における「(12)暮らしに木を取り入れる」等、政府によって啓蒙活動が行われており、社会全体で「木材利用＝脱炭素」という認識が進み始めている。

また、毎年頻発する巨大台風やゲリラ豪雨がもたらす河川の増水・氾濫や土砂災害等、森林による水源涵養機能が見直されており、森林資源の適切な利用と管理が課題となっている。

このような中、木材を大量（約4割）に活用しつつ、CO₂を長期に固定できる製品として期待されているのが建築用材である。しかしながら、現在使用されている木材のうち未だ半数以上が外国産材であること、また、大規模建築物における技術的課題が多いことなどから、国産木材が積極的に活用されているとは言い難い状況である。

一方、健全な森林経営を目的とし、HWP（伐採木材製品）の一部をクレジット化して森林へ還元できるよう令和4年8月にJ-クレジット制度が改正・施行された。これにより、常態化してきた苦しい森林経営の改善において一定の効果は期待できるものの、クレジットの購入と木材の利用が紐づいていないため、必ずしも国産木材の利用促進にはつながっていない現状にある。また、CO₂固定量に対して発行されるクレジット量が相対的に少ないため、木材利用による環境貢献の価値が適切に評価されていないという問題も残っている。

そこで、まずは今出来ることを確実に進め、速やかに国産木材の利用促進を通じてCO₂の削減と共に森林経営の再構築の一助を行いたいと考えた。

2. 課題解決へ向けて

これらの課題に対し、川上（森林業者）・川中（製品メーカー）・川下（建築業者）並びに学術者等に至る有識者から構成される WG を発足させ、解決策を話し合った。その中で、以下の制度を実現させることにより、課題解決が可能であるという結論に至った。

- ・企業や団体による国産木材の使用（選択）にインセンティブを与える制度
- ・使用（選択）とインセンティブを紐づける制度
- ・固定量を最大限評価しつつ、J-クレジットと競合しない補完的な制度

そこで、論点を整理し、制度のポイントを以下の5つにまとめた。

- ① 温対法で定められた SHK 制度等を通じて、排出量を公的にオフセットできる制度とする。
→木材の利用と排出量の削減が一体化するため、企業にとって木材利用（選択）により大きなメリットが生まれる。
- ② 川上側へ還元する J-クレジットと区別し、川中・川下側への制度とする。
→J-クレジットとの競合を避けつつ CO2 固定量の評価を最大化する。
- ③ 長期固定が確実である建築用材への CO2 固定に限定した制度とする。
→建築用材は長期の使用を想定していること、また、耐久性が高いことから確実に長期間 CO2 が固定される。
※現在 HWP として認められていない建築物基礎部の木杭等も、CO2 を長期固定することから適用とする。
- ④ 国等から公的認証を受けた第三者機関を活用した制度とする。
→客観性を確保し、製品ごとの固定量、建築物ごとの使用量を認証・管理する。
- ⑤ 50 年以上炭素を固定した建築用材は化石燃料代替でのサーマルリサイクルを可能な制度とする。
→50 年はおよそ我が国における森林の伐採～植栽～保育に至る 1 サイクルであり、50 年以上の期間にわたって建築用材が炭素を固定すれば、十分に大気中より温室効果ガスを除去していると考えられる。したがって、サーマルリサイクルを行った場合でも排出にはならない。
※ただし、化石燃料の代替を条件とする。

3. 提言

本制度の実現により SHK 制度等において、CO2 排出量のオフセットが公的に認められれば、民間業者にとってその意義は極めて大きく、国産木材の利用が促進されることは間違いない。また、製品の CO2 固定量を基にしたオフセット量とすることで、使用量に応じてインセンティブが増大するため、木材の需要が拡大するとともに価値が著しく向上する。これにより、山側への還元も増加することから、川上・川中・川下と全ての関係者に多大な恩恵が生まれ、森林の好循環を実現する。

CO2 固定による国産木材利用促進を通じて森林の利用と再生という好循環をもたらす理想的な姿を実現するため、本 WG での議論のポイントを整理し、想定される課題とその解決策をもって提言を行うこととする。

《提言》

**国産木材の利用促進のため、
国産由来の木材製品（建築用材）ごとに
算出された CO2 固定量を認証し、
SHK 制度等においてオフセットできる制度
（仕組み）が必要である。**

以上